

# 用語解説

## （注１）食育

食育基本法では、食育を「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」「様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」と位置づけている。

## （注２）食育基本法

国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、食育を総合的、計画的に推進することを目的に、平成 17 年 6 月 10 日に第 162 回国会で成立、同年 7 月 15 日に施行された。

## （注３）みやぎ 21 健康プラン

本県の総合的な健康づくりの指針として、「県民一人一人が生きがいを持ち、充実した人生を健やかに安心して暮らせる健康みやぎ」の実現を目指し策定した計画

## （注４）「はやね・はやあき・あさごはん」推奨運動

知（学力）・徳（心）・体（健康）の調和のとれた元気な児童生徒を育成するためには、学習面での基礎学習の徹底と基本的生活習慣の定着を両輪として推進していくことが重要であることから、学校において「学力向上推進プログラム」に基づく施策を展開するとともに、地域・家庭に対して「はやね・はやあき・あさごはん」といった基本的生活習慣の定着が推奨されるよう広く呼びかけることとし、県教育委員会が中心となって展開している運動

## （注５）教育ファーム

本計画で言う「教育ファーム」とは、自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的として、農林漁業者などが一連の農作業等の体験の機会を提供する取組のこと。なお、一連の農作業等の体験とは、農林漁業等に携わっている方の指導を受けて、同一人物が同一作物について 2 つ以上の作業を年間 2 日間以上の期間を行うものとしている。

## （注６）食材王国みやぎ

「食材王国みやぎ」は、海・山・大地に恵まれた宮城が豊富な生鮮産品とこれらを原料とした加工品、そして多様な食文化に恵まれていることを表現し、それを産業振興の主要な柱立てとすることを表明するフレーズである。

## （注７）栄養教諭

子どもが将来にわたって健康に生活していけるよう、栄養や食事のとり方などについて正しい知識に基づいて自ら判断し、食をコントロールしていく「食の自己管理能力」や「望ましい食習慣」を子どもたちに身につけさせることが必要となっている。このため、食に関する指導と学校給食の管理を一体的に行い、学校の食育の推進において中核的な役割を担う「栄養教諭」制度が創設され、平成 17 年から開始された。

## （注８）宮城県食育推進会議

食育関係団体の代表や有識者など 20 人以内の委員で構成され、宮城県食育推進計画の作成やその推進のため、平成 18 年 4 月に条例により設置された県の附属機関

### （注 9） 日本型食生活

昭和 50 年代半ば頃に実践されていた、米を中心に、農産物、水産物、畜産物等多様な副食から構成され、栄養バランスに優れた我が国独自の食生活

### （注 10） BMI

Body Mass Index。「体重（キログラム）÷ 身長（メートル）÷ 身長（メートル）」で算出される体格指数で、肥満度を図るための国際的な指標。医学的に最も病気が少ない数値として 22 を「標準」とし、18.5 未満が「やせ」、18.5 以上 25 未満が「普通」、25 以上を「肥満」としている。

### （注 11） 地産地消

「地域で生産されたものをその地域で消費すること」を意味する言葉で、地域の消費者ニーズに即応した生産と、生産された農林水産物を地域で消費しようとする活動を通じて、生産者と消費者を結びつける取組のこと。

### （注 12） 食料自給率

国内に供給されている食料のうち、どの程度が国内生産で賄われているかを示す指標。重量ベース、カロリーベース、金額ベースの 3 通りの算出方法がある。

### （注 13） 日本人の食事摂取基準

国民の健康の保持・増進、生活習慣病の予防を目的に、エネルギー及び各栄養素の摂取量の基準を示したもの。

### （注 14） 健康日本 21

健康寿命の延伸及び生活の質の向上を実現することを目的に、平成 12 年に厚生労働省が決定（改正：平成 15 年、19 年）。具体的な目標等を提示して国民各層の健康づくりに関する意識の向上及び取組を促すもの。「21 世紀における国民健康づくり運動」

### （注 15） メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）

内臓型肥満（腹囲が男性 85 センチメートル以上、女性 90 センチメートル以上、または BMI 25 以上）に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか 2 つ以上を併せ持った状態のこと。

### （注 16） みやぎ食の安全安心消費者モニター

消費者の役割を自らの行動により積極的に果たす人材を育成するとともに、県民参加で食の安全安心確保対策を推進することを目的として、県内に住む食の安全安心に関心のある消費者を消費者モニターとして登録している。消費者モニターは、県が行うアンケート調査への協力、各種講習会等に参加し正しい知識の習得及び県への意見提言等の活動を行う。

### （注 17） みやぎ食育コーディネーター

食や健康等に関する幅広い知識と経験を持ち、地域の中心となって食育活動を推進していく人材を育成する県主催の養成講座を修了し、登録をしている者。本計画では、食育推進に関わるボランティアの総称である「食育推進ボランティア等」に含まれる。

## （注 18） 食生活指針

10 項目から構成される食生活に関する基本的な指針。平成 12 年に当時の文部省，厚生省，農林水産省が国民の健康の増進，生活の質の向上及び食料の安定供給の確保を図るために策定したものの。

## （注 19） 食事バランスガイド

平成 17 年に「食生活指針」を具体的な行動に結びつけるものとして，厚生労働省と農林水産省が策定したもの。望ましい食事のとり方やおおよその量がわかりやすくイラストで表示されている。

## （注 20） 共食

「孤食」（注 25）という一人で食事をするに対する概念で，「食事を共有」すること。主に家族と一緒に食事をするを指す。

## （注 21） グリーン・ツーリズム

緑豊かな農山漁村地域において，その自然，文化，農林水産業とのふれ合いや人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動

## （注 22） みやぎ食の安全安心取組宣言

生産者・事業者らが，自ら食の安全安心に係る取組を公開し，安全安心取組宣言をすることにより安全な食品を提供する責務を果たし，もって消費者の安全な食品等の選択に資することを目的としている。生産者・事業者は，県が定めたロゴマークを店頭等に掲示し，広く県民に P R するもの。

## （注 23） 食生活改善推進員（ヘルスメイト）

昭和 30 年頃以降「私たちの健康は私たちの手で」をスローガンに生涯における食を通じた健康づくり活動を地域において推進しているボランティア組織の団体であり，全国で約 18 万人が活動している。

宮城県食生活改善推進員連絡協議会は，全国初の県組織として昭和 35 年に設立され，県内全市町村の組織で構成されている。

## （注 24） 食育推進ボランティア

地域の特産物についての知識の普及や伝統的な食文化の伝承などを通して，各地域の特性を生かした食育を進めるボランティアで，県が募集し，登録している者。

なお，本計画において「食育推進ボランティア等」とは，食育推進ボランティア，みやぎ食育コーディネーター，食生活改善推進員など，食育推進に関わるボランティアの総称として使用している。

## （注 25） 孤食

家族と暮らしている環境下において一人で食事をとること。関連する言葉に，家族が同じ食卓についていても，特段の事情もなく別々の料理を食べる「個食」がある。

